

平成30年12月1日

保護者の皆様へ

もものき 園長 木村雄介

平成29年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成29年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	217,680	233,340	-
5月	215,190	230,850	278,030
6月	216,350	232,010	279,190
7月	216,350	232,010	279,190
8月	216,350	232,010	279,190
9月	216,350	232,010	279,190
10月	216,350	232,010	279,190
11月	216,350	232,010	279,190
12月	216,350	232,010	279,190
1月	215,470	231,130	278,310
2月	215,470	231,130	278,310
3月	224,960	240,620	287,800

（給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月）

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	48,820	64,080	113,980	191,470
5月	48,890	64,150	114,050	191,540
6月	48,820	64,080	113,980	191,470
7月	48,780	64,040	113,940	191,430
8月	48,750	64,010	113,910	191,400
9月	48,680	63,940	113,840	191,330
10月	48,640	63,900	113,800	191,290
11月	48,640	63,900	113,800	191,290
12月	48,610	63,870	113,770	191,260
1月	48,390	63,650	113,550	191,040
2月	48,390	63,650	113,550	191,040
3月	62,940	78,200	128,100	205,590

2・3号認定

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	43,620	58,880	108,780	186,270
5月	43,690	58,950	108,850	186,340
6月	43,620	58,880	108,780	186,270
7月	43,580	58,840	108,740	186,230
8月	43,550	58,810	108,710	186,200
9月	43,480	58,740	108,640	186,130
10月	43,440	58,700	108,600	186,090
11月	43,440	58,700	108,600	186,090
12月	43,410	58,670	108,570	186,060
1月	43,190	58,450	108,350	185,840
2月	43,190	58,450	108,350	185,840
3月	57,740	73,000	122,900	200,390

（給付対象期間 平成29年4月～平成30年3月）